

○武雄市不登校対策検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 武雄市教育委員会は、不登校対策を推進するため、不登校対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（検討委員会の役割）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、必要な助言を行うものとする。

（組織）

第3条 検討委員は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者及び関係団体を代表する者のうちから、武雄市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、武雄市教育委員会学校教育課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。